

2024年11月25日

「両用品目輸出管理リスト」の公布

中国の両用品目輸出管理規制条例が2024年10月19日に李強首相の署名を経て公布されました。本条例は両用品目に関する輸出管理について、具体的な制度や運用を定めた法令です。

両用品目とは、「民用でありつつ、軍事用又は軍事的潜在力の向上に資し、特に大量破壊兵器及びその運搬手段の設計、開発、生産又は使用に用いることができる貨物、技術、役務をい、関連する技術資料等のデータも含む。」と定義されており、輸出管理法における規定を踏襲しています。

本条例の施行に合わせて11月15日、中国商務部は、工業・情報化部、税関総署、国家暗号局と共同で、2024年公告第51号、「両用品目輸出管理リスト」を公布しました。

<https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202411/P020241119387520616554.pdf>

輸出管理規制品目である両用品目の種類はこれまでと変更はありませんが、産業分野、品目の種類、規制の理由に基づき規制対象品目を分類し、新たにアルファベットと数字からなる5桁の輸出管理コードを付与して、管理する体制になりました。

本リストは従来の輸出管規制対象品目の整理統合に留まり、新たな品目は含まれていませんが、今後も継続して検討される予定です。

本条例及び両用品目輸出管理リストはいずれも2024年12月1日から施行されます。

弊社が取り扱う製品は、本条例及び両用品目輸出管理リストを含めて、すべて合法的に輸出されており、弊社の案件に影響はありません。

新しい情報を入手しましたら、あらためてご報告いたしますので、よろしくお願ひします。

本情報が貴社にてご参考に頂ければ幸いです。

以上